

# ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区

都道府県名：

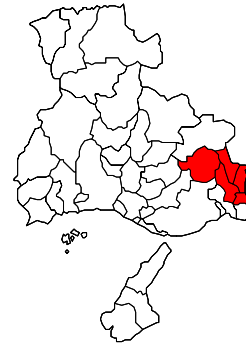
兵庫県

申請主体名：

兵庫県、伊丹市、宝塚市、川西市、  
三田市、猪名川町

区域の範囲：

伊丹市、宝塚市、川西市及び三田  
市並びに兵庫県川辺郡猪名川町  
の全域



特区の概要：

阪神北地域は、都市と農村・里山の両方が存在し、都市近郊の優位性を活かした農林業が営まれている。しかし、近年の鳥獣による被害も都市部における生活被害から農村部における農林業被害まで多岐にわたっており、地域の実情に応じた対応が求められている。このため、本特例により、被害を受けた人や自治会との連携による有害鳥獣捕獲活動を展開することができるようになることから、猟友会だけでは十分な人員を確保することが難しい駆除体制を強化し、機動的な捕獲活動を実施することで、生活環境被害の軽減や地域農業の振興を図るとともに、適切な生息数を維持しながら、人と野生鳥獣の共生を図る。

適用される規制  
の特例措置：

・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認



【都市の民家の庭に設置されたワナ】



【捕獲されたアライグマ】